

阿賀野市告示第166号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

阿賀野市長 加藤 博 幸

- | | | |
|---|---------------|----------|
| 1 | 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 | 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 | 一部供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 4 | 供 用 開 始 の 期 日 | 令和6年9月2日 |

別 紙

区域決定

路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
窪川原上黒瀬線	窪川原字古阿賀 1160 番 2 地先	上黒瀬字天神中 85 番 2 地先	441.6	6.6～ 17.8	
堀越京ヶ瀬工業団地線	堀越字堂ノ上 479 番 1 地先	京ヶ瀬工業団地 3610 番 155 地先	6,971.5	5.6～ 39.2	

供用開始

路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
窪川原上黒瀬線	窪川原字古阿賀 1160 番 2 地先	上黒瀬字天神中 85 番 2 地先	441.6	6.6～ 17.8	

一部供用開始

路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
堀越京ヶ瀬工業団地線	分田字三本柳 44 番 1 地先	京ヶ瀬工業団地 3610 番 155 地先	5,397.7	6.5～ 36.4	